

第一百五十九号議案

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例

東京都小笠原住宅条例（昭和四十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する請書」を「請け書」に改める。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第八条第一項第一号の請け書の記載事項に変更が生じたとき。

第十七条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都小笠原住宅条例（以下「新条例」という。）第八条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第九条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第九条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第八条第一項第一号の規定により提出された請け書とみなす。

(提案理由)

東京都小笠原住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除する必要がある。